

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人津曲学園(以下「本学園」という。)において、職員及び学生等が個人として尊重され、人権を阻害されることなく、就労、就学、教育又は研究を健全で快適な環境の下に遂行できるようハラスメントの防止、排除及びハラスメント事案(以下「当該事案」という。)が発生した場合の適切な対処を行うための措置に関し必要事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) セクシュアルハラスメント

相手方の意に反する性的な言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミックハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を背景にして行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習、教育・研究意欲を低下させ、又は学習、教育・研究環境を悪化させることをいう。

(3) パワーハラスメント

職場の優位性を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させることをいう。

(4) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

職場において行われる、妊娠・出産したことや育児休業・介護休業等の利用に関する言動により、妊娠・出産した職員や育児休業・介護休業等を申出・取得した職員等の職場環境を悪化させることをいう。

(5) その他のハラスメント

前4号以外の行為により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は職場環境を悪化させることをいう。

(6) ハラスメントに起因する問題

職員の就労上又は学生等の就学上の環境が害されること、及び職員が、就労上の又は学生等が就学上の不利益を受けることをいう。

(7) 職員

常勤、非常勤を問わず本学園において学生等の教育・研究指導に当たる者及び本学園の業務を担当する全ての者をいう。

(8) 学生等

大学院生、学部・学科生、生徒のほか留学生、研究生、科目等履修生、聴講生など本学園で教育・研究指導を受ける全ての者をいう。

(9) 関係者

学生等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者(ただし、職員、学生等を除く。)をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程におけるハラスメントの対象者は、次のとおりとする。

(1) 本学園において就労する職員

(2) 本学園の設置する学校(以下「設置校」という。)において就学する学生等

(3) 委託業者又は派遣職員等、学園の業務遂行に関係する者

(職員等の責務)

第4条 前条各号に規定する者は、ハラスメントのない健全な就労、就学の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

(監督者の責務)

第5条 学校法人津曲学園就業規則(昭和50年11月22日制定。)第2条第1項に定める所属長又は法人本部事務局長(以下「所属長等」という。)は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、問題が生じた場合には迅速かつ適切に対応しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起しハラスメントに関する認識を深めさせること。

(2) 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。

第2章 ハラスメント防止・対策委員会

(設置)

第6条 本学園は、ハラスメントの防止、排除及び当該事案が発生した場合の適切な対処を行うため、ハラスメント防止・対策委員会(以下「防止・対策委員会」という。)を設置する。

(任務)

第7条 防止・対策委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止の啓発に関すること。
- (2) ハラスメントの相談に関すること。
- (3) ハラスメント審査委員会(以下「審査委員会」という。)の設置及び開催に関すること。
- (4) 審査委員会からの報告を審議し、ハラスメントの有無の判定を行うこと。
- (5) その他ハラスメント防止・対策等に関すること。

(組織)

第8条 防止・対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は理事長、副委員長は法人本部事務局長をもって充てる。
- 3 委員は所属長、コンプライアンス担当理事及び理事長が指名する監事1名をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会の会議(以下「会議」という。)への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長、副委員長又は委員が以下の各号に該当する場合は、その資格を一時停止する。
 - (1) 当該事案の当事者であるとき。
 - (2) その他委員長が出席を適切でないと判断したとき。
- 6 その他、防止・対策委員会に必要なことは、委員長が決定する。

(委員長等の職務)

第9条 委員長は防止・対策委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

- 2 委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき、又は委員長が前条第5項第1号に該当する場合は、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に事故があるとき、委員長及び副委員長が欠けたとき、又は委員長及び副委員長が前条第5項各号に該当する場合は、委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。
- 4 委員長は当該事案に関し、以下の各号に該当する場合は、所属長等へ審査委員会の設置及び開催を要請する。
 - (1) 当該事案の本人である相談者から、所属長等を通して書面による申立てがあった場合
 - (2) 当該事案に関する公益通報について、学校法人津曲学園公益通報に関する規程第4条第1項に規定する公益通報等の窓口から防止・対策委員会へ報告があった場合
 - (3) 前2号のほか、防止・対策委員会が当該事案について緊急の対処が必要と判断した場合。
- 5 前項第1号及び第2号に規定する書面による申立てや公益通報については、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的をもって行ってはならない。
- 6 委員長は所属長等から、審査結果に係る報告があったときは、会議を開催し、当該事案について審議、判定するとともに、その結果を所属長等へ通知する。
- 7 委員長は審査結果に係る報告に関して、必要があれば、聞き取り調査、その他適切な方法により調査を行う。なお、第3条各号に規定する者で調査対象として協力を求められたものは、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 8 委員長は、審議の結果、懲戒処分の検討が必要と認めたときは、理事長に対して審査申立てを行わなければならない。

(会議)

第10条 会議は委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第3章 ハラスメント審査委員会

(設置)

第11条 所属長等は、第9条第4項の規定に基づき、防止・対策委員会委員長から要請されたときは、直ちに審査委員会を設置及び開催しなければならない。なお、設置校及び本部(以下「設置校等」という。)の意向がある場合は、審査委員会を常設とすることができる。

(任務)

第12条 審査委員会の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事案の調査に関すること。
- (2) 当該事案の調査の結果を審査し、ハラスメントの有無の認定を行うこと。
- (3) 当該事案の調査報告書及び審査報告書の作成に関すること。

(組織)

第13条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は所属長等をもって充てる。
- 3 副委員長及び委員は、所属長等が職員及び学外専門家等の中から指名する。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員長、副委員長又は委員が以下の各号に該当する場合は、その資格を一時停止する。

- (1) 当該事案の当事者であるとき。
 - (2) その他委員長が出席を適切でないと判断したとき。
- 6 その他、審査委員会に必要な事項は委員長が決定する。

(委員長等の職務)

第14条 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

- 2 委員長に事故があるとき、委員長が欠けたとき、又は委員長が前条第5項第1号に該当する場合は、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に事故があるとき、委員長及び副委員長が欠けたとき、又は委員長及び副委員長が前条第5項各号に該当する場合は、委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。
- 4 委員長は当該事案の審査結果を所属長等へ、所属長等は防止・対策委員会委員長へ報告しなければならない。

(会議)

第15条 会議は委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(調査の実施)

第16条 審査委員会は当該事案について、書類審査、聞き取り調査、その他適切な方法により調査を行う。

- 2 第3条各号に規定する者は、審査委員会から調査対象者として協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

第4章 ハラスメント相談窓口・相談員

(相談窓口・相談員)

第17条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、設置校等に相談窓口を設置し、相談員を置く。相談窓口は次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員の相談窓口は、相談者の所属する設置校等の総務課長相当職。
 - (2) 学生等の相談窓口は、学生等の所属する設置校の学生相談室、教育相談室、学生課及び保健室等。
- 2 苦情相談には、原則として複数の職員で対応するとともに、苦情相談を行う者と同性の相談を受ける職員が同席できるような体制を配慮しなければならない。
 - 3 設置校の相談員は、本部総務課長相当職と密接な連携を図り、本部総務課長相当職は相談員に対して必要に応じて助言等を行う。
 - 4 相談員は相談内容を所属長等へ報告するものとする。
 - 5 報告を受けた所属長等は、必要な事項について、すみやかに調査、検討等を行うものとする。

(本部への相談)

第18条 職員は、相談員に対して苦情相談を行うほか、本部に対して直接苦情相談を行うことができる。

- 2 本部での相談窓口は総務課長相当職とする。

(プライバシーの保護)

第19条 相談員は、苦情相談への対応に当たって、関係者のプライバシーや名誉その他、人権を尊重するとともに、知り得た秘密情報等を他に漏らしてはならない。

第5章 留意事項

(守秘義務)

第20条 職員、学生等その他の当該事案に関わるすべての者は、当事者及び関係者の名誉及びプライバシー等を侵害することがないようにするとともに、知りえた個人情報等の内容を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 職員、学生等その他の当該事案に関わるすべての者は、いかなる場合においても相談、申立て及び聞き取り調査への協力等、ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の証言等の禁止)

第22条 職員、学生等その他の当該事案に関わるすべての者は、相談、申立て及び聞き取り調査等において虚偽の証言、説明を行ってはならない。

第6章 その他

(事務)

第23条 この規程に関する事務は、法人本部総務企画部企画課が行う。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

学校法人津曲学園セクシュアル・ハラスメント規程(平成12年3月31日制定)は、この規程を改正するにあたり名称を変更し、運用を継承するものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。